**1. 概要**

**1-1. 調査日と調査地点**

　平成25年度大阪府水道水中微量有機物質調査実施要領に基づき実施した。表1に調査日および調査地点を示した。

**表1. 平成25年度大阪府水道水中微量有機物質調査の調査日および調査地点**



**1-2. 調査項目**

**1-2-1. 平成25年度特定項目**

　農薬類

　（１）殺虫剤

　 イミダクロプリド、エチプロール、メタアルデヒド

　（２）殺菌剤

ヒメキサゾール

　（３）除草剤

テフリルトリオン、ペントキサゾン

**1-2-2. 水質汚濁指標項目**

　（１）全有機炭素（TOC）

　（２）全有機ハロゲン（TOX）

**1-3. 調査結果**

**1-3-1. 平成25年度特定項目**

　対象浄水場の原水、浄水中の農薬類の調査結果を表2から表3に示した。

**1-3-2. 水質汚濁指標項目**

　対象浄水場の原水、浄水中のTOCおよびTOXの調査結果を表4および表5に示した。

**1-3-3. その他**

　対象浄水場の原水、浄水の水質および浄水処理状況の調査結果を表6から表11に示した。

**表2. 浄水場における農薬類の検出状況（6月）**





**表3. 浄水場における農薬類の検出状況（2月）**





**表4. 全有機炭素（TOC）の検出濃度**



**表5. 全有機ハロゲン（TOX）の検出濃度**



**表6. 原水の状況（6月）**



**表7. 原水の状況（2月）**



**表8. 浄水処理の状況（6月）**



**表9. 浄水処理の状況（2月）**



**表10. 浄水の状況（6月）**



**表11. 浄水の状況（2月）**



**2. 平成25年度調査項目**

**2-1. 農薬類**

　水道水質における農薬類は、平成25年4月1日から水質基準農薬類（対象項目なし）、対象農薬リスト掲載農薬類（120物質）、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5区分に分類された1, 2)。それに伴い、平成24年度は分類見直しのために新たに追加された37物質の農薬のうち、25物質について先行的に調査を実施した。

　対象農薬リスト掲載農薬類は浄水から目標値の1％超過で検出されるおそれのあるものまたはおそれが小さくても社会的要請のあるものとされており2)、各水道事業体が適切に検査を実施して検出状況については把握されていると考えられる。一方、対象農薬リスト掲載農薬類の次に挙げられている要検討農薬類は、積極的に安全性評価および検出状況に係る知見の収集に努めるものとされている2)。しかし、要検討農薬類を検査対象としている水道事業体は少なく、大阪府としても存在状況に関する情報がないのが現状である。そこで、今年度は要検討農薬類となっている16物質の農薬類のうち、液体クロマトグラフ-質量分析計（LC-MS/MS）で測定可能な6物質の農薬類を対象とした。なお、16物質のうち6物質（アセタミプリド、テブコナゾール、ピラクロホス、フルスルファミド、ブロマシル、ホサロン）については昨年度に調査実施済みである。調査対象農薬の名称と構造式を表12に示した。

　調査対象の施設は、対象化合物が農薬類であることから、原水が表流水系であること、大阪府内の水源を広く網羅することを基準として、22施設（浄水場：19施設、簡易水道：3施設）を選定した。また、調査は農薬類の使用が考えられる6月と使用量が少ないと考えられる2月の2回実施した。

**表12．調査対象農薬類一覧**



**表14. 農薬類の定量下限値（MQL）および回収率**



**表15. 各浄水処理による農薬類の平均除去率**



**表16. 目標値との比較**

